

- 一、暴力的行爲を以て坑夫を酷使虐待せざる様せられたし、
- 六、傷害扶助料は治療打切後可及的速に支給されたし、
- 七、大納屋制度を徐々に會社直轄に變更されたし、
- 九、解雇者には豫告手當歸國旅費（辨當料を含む）を解雇と同時に規則に基き即時支給されたし、
- 2 爭議費用として千五百圓支給
- 3 解雇者に對する手當として二千五百圓、外に松尾三藏支出名義にて五百圓増額支給（總額三千圓）
- 受領者一九〇人、一人當拾六圓弱
- 4 爭議團員の處置
 - 歸坑者 一三三人
 - 解雇者 一九〇人
 - 轉坑者 七三人

- （轉坑者は全部解雇し豫告手當家族歸郷旅費等を支給す、但し前記三千圓の外に支給す）
- 5 現金の授受は四日午前九時迄、
 - 以上の條件を以て妥協成立し午後九時半圓滿解決せり。
 - b 解決後の狀況
 - 四日朝に至り團員中復坑並に解雇を喜ばざる者續出し就中一三三名の復坑者は、何等得るところなく今更歸坑して納屋頭に對し面目をなし、是て復坑を肯せず其の内二六名は強硬に反對し暴行に出でんとした爲檢束の上説諭したるに漸く之を納得し、午後七時各坑人事係に連行され全部歸坑するに至つた。而して被解雇者に對す解雇手當の分配は、
 - 1 家庭持六〇人一人一七圓此金一、七七、八圓
 - 2 獨身者一三〇人一人一四圓此金九五、二圓